

バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針（案）
 に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>e-Gov の「意見提出が 30 日未満の場合その理由」欄に記載がないが、理由は何か？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令(案)」など、関連する省令改正案の施行予定日を踏まえ、本意見募集の期間を設定致しました。 ○ なお、本意見募集は、行政手続法に基づく手続ではなく、任意の手続であり、意見募集の期間に法令上の制限はございません。
<p>e-Gov の「資料の入手方法」欄の「霞ヶ関」は「霞が関」の誤記ではないか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御指摘のとおり修正致しました。
<p>今回の実務指針は、対面出席が困難な状況で組合運営を保証するために、様々な配慮がなされていて、基本的に賛成したい。</p> <p>但し、「バーチャル組合総会」「バーチャル理事会」という呼称には問題が多いと思われる。「バーチャル」という言葉の意味は「仮想現実」であって、今日では、アバターや、AI などによって、本人とは別の場所で、あたかも本人のような行動を行う場合も含めて考えられている。組合総会等で想定されているのは、少なくとも、本人は「出席」している間は、他の出席者とのインタラクティブな関係を直接維持しているということであり、「バーチャル」という言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本実務指針において、「バーチャル組合総会」や「バーチャル理事会」などの定義を明記しております。 ○ また、バーチャル組合総会・理事会を開催するためには、解釈上の要件として情報伝達の「双方向性」と「即時性」を求めています。 ○ これらの記載により、御指摘の誤解が生じないと考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。 ○ なお、「実行計画（令和 2 年 12 月 1 日 成長戦略会議）」においても、「バーチャルオンリー型の株主総会（インターネット上のみ

<p>葉を使うことで、大きな誤解を生むことが懸念される。</p> <p>「リモート」もしくは「オンライン」等、誤解を生みにくい言葉を使うべきではないかと思われる。</p>	<p>で株主総会を開催)」との文言が使用されております。</p>
<p>異議なし。</p>	<p>○ 御賛同いただきありがとうございます。</p>
<p>組合の本店会議室等をメインの会場として、テレビ会議システム等で複数の支店会場をテレビ会議システム等につなげ、支店会場にいる組合員（総代）が、主会場である本店会議室等から流れている映像を見ることができるだけではなく、情報伝達の双方向性と即時性が主会場と同様に確保され、総（代）会の内容を把握できるとともに質問や発言・議決権の行使等を行うことができる環境が整えられる場合には、バーチャル総（代）会を開催することも可能である旨を実務指針（案）で明確にしたい。</p>	<p>○ 従前より、情報伝達の双方向性と即時性が認められる限り、複数の場所を設けて総（代）会を開催することは可能です。</p> <p>○ なお、御指摘の事例は、リアル組合総会に該当し、バーチャル組合総会に直接関係する論点ではございませんので、本実務指針に記載することは致しません。</p>
<p>本実務指針では、『指名推選制を採用する場合、「出席者」全員の同意が必要であるが、書面による選挙権行使者は当該「出席者」に含まれない。』と記載されている。この表現は、バーチャル出席者全員の同意のみで指名推選が成立しえるため、総（代）会前に書面議決書により賛否そのものを確認する必要がないという考え</p>	<p>○ バーチャルオンリー型組合総会においては、リアル組合総会の実務と同様に、指名推選の方法を採用するか否か、及び、被指名人を当選人とするか否かについては、総会当日にバーチャル出席組合員全員の同意を得れば足り、事前に組合員の意思を確認する必要はありません。この点を明確にするため</p>

<p>方で差支えないか。</p>	<p>に、本実務指針の該当部分を修正致しました。</p>
<p>バーチャル組合総会／理事会が認められるのであれば、役員候補者を決定する推薦会議について、書面による議決権行使及びバーチャルによる開催を実務指針（案）で明確に認めていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推薦会議についても、インターネット等の手段を用いた開催が可能である旨、本実務指針に追記致しました。 ○ 書面による議決権行使につきましては、バーチャル組合総会と直接関連する論点ではございませんので、本実務指針に記載することは致しません。
<p>選任制における総（代）会の議決について、定款の変更により無記名投票によらず選任が認められるかは、本実務指針（案）で明確にしたという考え方で差支えないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴見のとおりです。
<p>選任制において無記名投票によらない投票を可能とするための定款変更例を記載していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選任制を採用したうえで無記名投票によらない投票を行うためには、定款において、議決を無記名投票により行う旨規定しないことで足りる。 ○ なお、バーチャル株主総会の開催にあたって多くの組合に共通する論点ではございませんので、本実務指針に定款変更例を記載することは致しませんが、「中小企業組合定款参考例」（平成 27 年 10 月 全国中小企業団体中央会）への追加につき、全国中小企業団体中央会に相談します。